

「グリーン・コンビナートおおいた」推進構想の実現に向けた
CCUS 等推進及び水素調達等調査業務委託にかかる企画提案競技実施要項

1 目的

この要項は、令和8年度「グリーン・コンビナートおおいた」推進構想の実現に向けた CCUS 等推進及び水素調達等調査業務委託（以下「調査業務」）に関する委託候補者を選定するために実施する企画提案競技について必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

「グリーン・コンビナートおおいた」推進構想の実現に向けた CCUS 等推進及び水素調達等調査業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月5日（金）まで

(4) 契約限度額

49,178,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 スケジュール

(1) 公募開始 令和8年4月30日（木）

(2) 参加申込 令和8年5月14日（木）16：00まで

(3) 質問受付期限 令和8年5月11日（月）16：00まで

(3) 企画提案書・誓約書等提出期限 令和8年5月21日（木）16：00まで

(4) 審査会 令和8年5月27日（水）～5月29日（金）予定 ※時間は別途通知

(5) 審査結果の通知 令和8年6月1日（月）予定

4 参加資格

本業務の遂行に必要な能力を有し、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものを対象とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

(1) 事業の達成及び事業の計画の遂行に必要な組織・人員を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(3) 本要項5（1）に規定する書類の提出期限において、現に大分県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人税、県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 過去5年間に同種又は類似の業務（県内、県外を問わない）を受託した実績を有していること。
- (8) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡が取れる体制が整っていること。（インターネット接続環境があることを前提とする。）
- (9) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - ア 宗教活動又は政治活動を主たる活動目的とする者でないこと。
 - イ 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者でないこと。
 - ウ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しないものであること及び次の各号に掲げる者が実質的な運営に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - ⑦ 暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 応募方法等

(1) 参加表明書の提出

企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（様式1）を**令和8年5月14日（木）16時**までにE-mailにより提出すること。

なお、必ず電話にて着信を確認すること。

（電話番号：097-506-3263）

ア JV

参加に際しては、単独の企業、複数社によるJVのいずれでも可（但し、いずれかを選択すること）とするが、一つの企業が参加できるJVは一つに限るものとする。JVの場合は、共同企業体協定書の写しを添付すること。

イ 参加資格の喪失又は辞退

参加表明後に参加資格要件を満たさなくなったときは、参加資格を失うものとする。また、都合により辞退する場合には辞退届（様式2）を提出すること。

(2) 提案書等提出資料

「企画提案競技参加申込書」の提出後、以下の書類を**令和8年5月21日（木）16時**までにE-mailにより提出すること。

なお、必ず電話にて着信を確認すること。

（電話番号：097-506-3263）

ア 参加資格確認申請書兼誓約書（様式3）

イ 会社概要書（様式4）

ウ 業務実施体制（任意様式）

エ 提案者の同種・類似業務の実績（様式5）

オ 配置予定責任者の経歴及び実績（様式6）

カ 企画提案書（任意様式）

キ スケジュール表（任意様式）

ク 概算費用見積書（任意様式）

6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、全て「質問書」（様式7）にて行うものとし、質問書はE-mailで提出すること。なお、必ず電話にて着信を確認すること。

（電話番号：097-506-3263）

なお、件名は「グリーン・コンビナートおおいた等委託業務に関する質問」とすること。

(2) 質問書の提出先及び提出期限

(ア) 提出期限 **令和8年5月11日（月）16時**まで

(イ) 提出先 「11 問い合わせ先」のとおり

(ウ) 回答

質問に対する回答は、企画提案競技への参加申込を提出した者全員にE-mailで回答する。なお、回答内容は、本業務の実施要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

7 提出書類の内容等

(1) 参加資格確認申請書兼誓約書（様式3）

JVの場合はそれぞれ作成すること。

(2) 会社概要書（様式4）

J Vの場合はそれぞれ作成すること。

なお、会社概要のパンフレット等を pdf 化したものを添付すること。

(3) 業務実施体制 (任意様式)

業務総括責任者等の氏名、分担業務等の体制・人数について記載すること。

(4) 提案者の過去の同種・類似業務等の実績 (様式5)

ア 業務分類は、過去5年間の同種業務または類似業務を記載すること。

イ 受託した業務ごとに作成すること。

ウ J Vの場合は、企業ごとに記載すること。

(5) 配置予定責任者の経歴及び実績 (様式6)

ア 業務経歴欄は、配置予定責任者が役職に関係なく過去に従事した主な業務について記載すること。

イ 記載する業務は、実績が確認できる最低限の件数でよい。

(6) 企画提案書 (任意様式)

仕様書を参考に業務を受託するにあたって工夫する点等を図や画像、表等も用いて分かりやすく提案すること。

(7) スケジュール表 (任意様式)

仕様書に記載した業務の項目ごとにスケジュールを整理すること。

(8) 概算費用見積書 (任意様式)

企画提案書に基づき本委託業務を実施した場合に必要な経費を算出し、詳細内容と内訳金額を記載した見積書を提出すること。一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること(各項目の数量、単価等が判断できる内容とする。)

(9) 記載留意事項

(ア) 用紙はA4サイズとすること。

(イ) 表紙に「グリーン・コンビナートおおいた」推進構想の実現に向けたCCUS等推進及び水素調達等調査業務委託 提案書」と記載すること。

(ウ) 枚数は、表紙及び(1)～(7)を含めて35枚以内とすること。

(エ) 文字の大きさは11ポイント以上とすること。

(9) その他

(ア) 提出された提案書等は、委託先の選定のみを使用する。

(イ) 提案書の作成に要した費用およびその他参加に要した費用については、提案事業者の負担とする。

(ウ) 企画提案書等に係る著作権は提案者に帰属する。ただし、県は公表等に必要な場合には、提案者の承諾を得ずに提案書の内容を無償で使用できるものとする。

(エ) 提出書類に虚偽の記載をした者の提案書等は無効とする。また、選定後に提案者が参加資格を有しないことが判明した場合は、その提案を無効とし、選

定を取り消すことがある。これにより県が損害を被った場合は、当該損害賠償を請求することがある。

- (オ) 選定委員に対し選考に関する働きかけを行った者、その他選定の公平性を著しく欠く行為を行った者は失格とする。
- (カ) 提出された提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。
- (キ) この要項に定めるもののほか、本企画提案公募の実施に際し必要な事項は、大分県が別に定める。

8 審査及び結果通知

(1) 審査について

企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、ア、イそれぞれ最優秀提案1件を選定する。

- (ア) 開催日 令和8年5月27日(水)～5月29日(金)
※日程は変更となる場合がある。時間については、後日連絡する。
- (イ) 開催方法 プレゼンテーションによる審査
- (ウ) 場所 大分県庁舎会議室(予定) ※後日連絡する。
- (エ) 時間配分 **プレゼンテーション30分以内、審査委員からの質疑15分程度とする。**
- (オ) 出席者 出席者数は2名以内で、受託業務の統括責任者と主たる担当者とする。
- (カ) その他
 - ① 企画提案希望者が多数(5者以上)となった場合は、「審査基準」に従い、提出された企画提案書等の事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する者(4者)を選定する。
 - ② 集合日時等は、企画提案参加希望者に電子メールにて通知する。
 - ③ プレゼンテーションは企画提案書のみで行い、追加資料、パソコン等の機材の使用は認めない。

(2) 評価方法について

以下の評価項目ごとに評価を行う。

評価項目	評価内容(評価の視点)	配点
業務に関する考え方	・提案内容は、業務目的を的確に把握したものとなっているか ・前提となる国の計画等に関する理解・知識が十分であるか ・大分コンビナート及び大分県内のエネルギー関連企業等の現状や課題などを十分理解・認識しているか	15点

提案内容の有効性、将来性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が所期の目的を達成し、次年度以降の検討につながる事が期待できるか ・県、企業等それぞれの役割に留意し、実行可能な内容となっているか 	15点
業務実施手法の的確性、有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的にあった適切な手法がとられているか ・提案者のネットワークやノウハウを活かした手法や取組が含まれており、かつ効果が期待できるか 	15点
工程の計画性、実施手順の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を確実に実施できるスケジュールとなっているか ・業務を効率的・効果的に行えるスケジュールとなっているか 	10点
運営体制・業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・担当スタッフの専門分野が提案内容に適合しているか ・担当スタッフの業務実績が豊富か ・契約期間内に提案内容を遂行できるだけの十分な人員工数が用意されているか ・提案内容に関連する技術を有する事業者、専門家とのネットワークがあるか 	15点
類似業務受託実績	<ul style="list-style-type: none"> ・当該案件と規模をほぼ同じくする業務の十分な実績を有しているか 	15点
経費	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の計算式で点数を決定 $\text{点数} = (\text{全応募者の中の最低額となる提案価格} / \text{提案価格}) \times 10$ ※小数第2位を四捨五入 	10点
加点措置	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の働き方改革等を後押しするため、次の企業には1項目につき1点の加点を行う ① 「おおいた働き方改革推進優良企業表彰」受賞企業 ② 「くるみん認定」または「プラチナくるみん認定」を受けている企業 ③ 「しごと子育てサポート企業」の認定を受けている企業 ④ 「パートナーシップ構築宣言」の登録をしている企業 ⑤ 事業継続力強化計画の認定を受けている企業（※申請時点で計画期間中であるものに限る） 	5点
合 計		100点

(3) 審査結果について

審査結果は令和8年6月1日（月）を目途に審査会に出席した全ての提案競技

参加者に対して通知する。

(4) 委託候補者について

最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。なお、委託候補者が審査委員を通じて、不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結せず、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

10 その他

- (1) 本件における提案はあくまでもプロポーザル企画提案とし、受託候補者選定の審査材料となるものであり、実際の業務推進に当たっては委託者と協議したうえで決定すること。
- (2) 契約に当たっては、企画提案等の内容について、委託者と受託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。
- (3) 審査内容に関する問い合わせには一切応じない。また、選定結果に対する異議申立ては受け付けない。

11 問い合わせ先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

大分県商工観光労働部産業GX推進室

電話 097-506-3263

FAX 097-506-1753

E-mail a14340@pref.oita.lg.jp